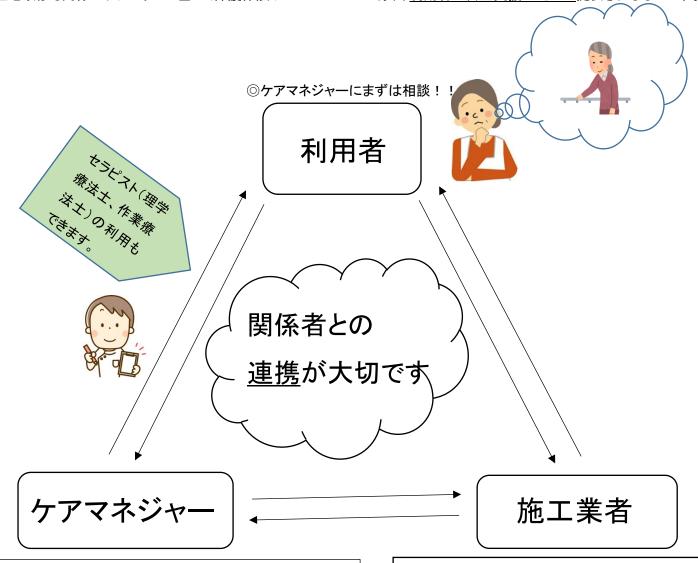
介護保険においてケアマネジャーは利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連携調整を行い、介護保険サービスはケアマネジャーが作成するケアプランに基づき提供されます。

住宅改修も同様にケアプランに基づく介護保険サービスの一つであり、利用者の自立支援のために提供されるものです。



- ◎利用者や施工業者に住宅改修制度の説明。
- ◎利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう関係者(保険者、セラピスト、施工業者等)と連絡調整。<自立支援に向けた改修内容の検討>
- ◎施工後、住宅改修の効果について確認(モニタリング)

- ◎利用者から住宅改修の相談があった際は 必ず担当ケアマネジャーと連携し改修を すすめる。
- ◎施工業者はこれまでの経験や知識のもとに本当に必要な改修であるかどうかや適切な位置等をケアマネジャーや利用者とともに話し合いながらすすめる。
- ◎工事の追加・変更・キャンセルなど下見時と状況が変わった場合、その都度ケアマネジャーに連絡・報告。